平成３０年（フ）第４３２号
大阪府柏原市国分西１丁目２番24―502号
メゾン大邦国分
債務者　井村　芳美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４３３号
大阪府柏原市国分西１丁目２番24―502号
メゾン大邦国分
債務者　井村　直登
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６８号
堺市中区深井清水町3482番地　ベルエール深井201号
債務者　横山　　司
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７０号
堺市堺区熊野町東１丁２番１号　肥塚マンション302号
債務者　柏原　力也
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７５号
大阪府藤井寺市小山２丁目８番３―802号
債務者　田中　　章
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７９号
堺市西区浜寺石津町東５丁15番11号
債務者　染田　茂美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
北海道岩見沢市南町９条５丁目２番27号
ノースコート202号室
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３４号
北海道岩見沢市７条東６丁目11番地９
ニューグランドハイツ201号室
債務者　松野　　厚
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３５号
北海道岩見沢市７条東６丁目11番地９
ニューグランドハイツ201号室
債務者　松野サカヱ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１３５号
岩手県八幡平市松尾寄木第18地割43番地１、旧住所盛岡市城西町３番１号　ハウディドリーム201号
債務者　中軽米裕美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１４０号
盛岡市月が丘３丁目15番５―108号
債務者　伊藤　初江
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１８号
新潟県上越市西城町３丁目11番５号　コーポジョーシン西城102号
債務者　玉泉　　務
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第２６号
新潟県上越市春日野１丁目11番15号　ブレーメンヴィレッヂ203号
債務者　倉田　千優（旧姓安堂・藤岡）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３０号
新潟県上越市大字土橋1822番地28
債務者　歌　　明子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第３１号
新潟県上越市大豆２丁目４番８号　ファミール大豆　101号、前住所新潟県上越市春日新田１丁目６番13号
債務者　牛木美枝子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第１４２７号
大阪市大正区千島２丁目４番５―406号
債務者　中橋　摩耶
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部